

## ヘーゲルの家族論

荒木, 正見

地域健康文化学会会長・九州大学哲学会会長・九州大学医学研究院非常勤講師

<https://hdl.handle.net/2324/26509>

---

出版情報：比較思想論輯. (21), pp.33-40, 2011-09-30. 比較思想学会福岡支部

バージョン：

権利関係：

# ヘーゲルの家族論

荒木 正見

小論はヘーゲルの家族論を、体系における家族論のありかを手がかりに解説するものである。

家族とは、民族や地域によってその形態もあり方の意味も大きく異なる。基本的単位としての夫婦でさえ、一夫一婦、一夫多婦、多夫一婦など、構成の仕方が多様である。まして親と子どもとの関係、さらには親族等との関係ともなればさらに複雑である。なぜそのように分かれるのかといえ、現実的な理由、すなわち社会的経済的理由が挙げられるであろうし、それを背景として成立した理想的理由があげられるであろう。

このようななかでヘーゲルの家族論は、近代における家族論のひとつの典型である。ところがこれまでのヘーゲル家族論の研究は、ヘーゲルが記述している言葉に関わってその源流を辿ったり、他の家族論と比較したりする方法が多いように見受けられる。それはそれで貴重な研究だし、小論でも言及する和辻哲郎のヘーゲルの家族論に対する論考などはさらにそれを超えてヘーゲルの思想的発展に着目しようとするものであるが、体系家ヘーゲルの体系そのものから家族論の意味を読み解く基礎的試みは見ることが出来ない。従って小論ではとりあえず、それが体系においてどのような論理で成立しているのかを端緒的に確認することで、ヘーゲルの家族論を考えるひとつの礎としたい。

体系を展開するテキストとしては、「エンチュクロペディー」(1817~1830 : G.W.F.Hegel Werke 10 "Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften III" Suhrkamp, 1986)を用いる。原著の引用において、訳は拙訳を用い、原著および引用文献の傍点は下線で表現する。

## 1. ヘーゲルにおける家族の規定と人倫的精神

「エンチュクロペディー」において家族はまず次のように述べられている。

「人倫的精神はその直接態に於いてあるとき、自然的契機を含む。すなわち個人はその自然的普遍性である種族 [類] において、その実体的定在を持つ。換言すれば、この自然的契機は、精神的規定に高められてはいるが、性関係であり、愛と信賴の心情との一致である。すなわち、家族としての精神は情感としての精神である。」(Enz. § 518)

まず「人倫的精神」であるが、ヘーゲルにおいて「エンチュクロペディー」は、「精神現象学」で到達した境位から、本来「精神」という唯一の実体の自己展開であることを前提としなければならない。しかし「エンチュクロペディー」の記述では、唯一の実体は「理念」として記述が開始される。この区別については次のように考えられる。

まず「哲学の全体だけが理念の叙述」(Enz. § 18) や、「理念は明らかに、端的に自己と同一なる思惟である。しかもこのことは同時に、自己に対して存在するために、自己自身を自己に対立して置き、この対立する他者の中においてやはり自己自身の元にある、という運動としてなのである。」(Enz. § 18) とされるように、唯一の実体の自己展開は、当初

自己自身に対立するよう見える対象の記述から開始される。「精神現象学」を振り返ればそれこそがわれわれの感覚的かつ原初的な対象認識だからである。当初は自己と対象とが分裂しているように捉えている自己自身が次第に、自己と対象とが一致して本来の精神の立場へと統合されるのである。このような場合、統合された時点で初めて精神であることが実感されるのであるから、それまでは自己展開する事柄が「理念」と、やや曖昧な表現をとっていることが理解される。

さて、「エンチュクロペディー」では、以下に示すように大きく3篇に分かれる。そして、「家族」はその最後の「精神哲学」に属する。

その3篇とは、「1. 論理学 即一旦一対一自的な理念の学。 2. 自然哲学 その他在における理念の学。 3. 精神哲学 その他在から自己へと帰って来る理念の学。」(Enz. § 18) と述べられる。この区分については次のように理解されうる。

まず、論理学が冒頭に来ることであるが、論理学が認識の原理であるとともに存在の原理であることを想起すればよい。他方、「エンチュクロペディー」の叙述は、全存在の叙述であり、それは本来「精神」と呼ばれるべきものの自己自身の叙述である。その場合もまた、現れる事柄の叙述には、叙述者の認識原理とそれと一体化した存在原理とが反映する。となれば、この原理こそがすべての根源に横たわり、その発現が世界の多様な存在であることになる。また、「即一旦一対一自的な理念の学」であるが、即自とは、認識と離れていけばそれ自身で存在することであり、対自とは、この場合、存在そのものに対して=関係してあることを意味する。先に述べたように、叙述者も唯一絶対的な存在の一部であり、叙述の原理は叙述者の認識原理であるとともに存在原理でもある。この原理あってこそ世界のもろもろの事柄が生じるのである。従って、論理学が世界存在の原初として冒頭に位置づけられ、それは、それ自体として(=即自)在るとともに、原理といえ、なんらかの姿を持っている以上、絶対的存在に埋もれているのではなく、存在そのものに対しては対象的な在り方(=対自)をもしていると言わねばならない。

次に、自然哲学であるが、「その他在における理念の学」とされるように、「精神」がいれば反映して「精神」の外にあるかのような姿をしているものを研究する部門である。もちろん本来は「精神」、「理念」の自己展開であるから、一通り論理的に展開されつつ記述された結果、その対象すべてが「精神」に帰着することを知るのである。

そして精神哲学である。「その他在から自己へと帰って来る理念の学」とされるように、「精神」の本来の姿に還ってきた状態である。それは原理としての論理学に肉が付いた状態とでもいえる豊かな生活態そのものであり、「精神の本質は形式的には自由」(Enz. § 382) とされるように、自己が欲することがそのまま自己自身であるという形式を持つ。この「自由」は、ヘーゲル哲学を特徴付ける重要な概念である。

では、「家族」とはその中でどのような位置づけを与えられているのであろうか。精神哲学は、主観的精神、客観的精神、絶対的精神の三段階を経て展開するが、それぞれは、やはり、即一旦一対一自、その他在、その他在から自己へと帰って来る、という弁証法的展開原理をふまえて、次のように述べられている。

「精神が自己自身に関係するという形式に於いてあるとき、自己のうちで自己にとって理念の観念的統合体が生成するとき、すなわち、精神の概念であるものが精神にとって生成してくるとき、精神にとって自己の存在が自己のもとにあって自由であるとき、これが

### 主観的精神」(Enz. § 385)

「精神から生み出されるべき、また、生み出された世界としての実在性という形式に於いてあるとき、この世界では自由が現在の必然性として存在するとき、これが客観的精神」(Enz. § 385)

「精神の客観的状态とその観念的状态すなわちその概念との統一、絶対的に(自体対自的に)存在し、永久に自己を生み出している統一に於いてあるとき、精神がその絶対的真実態に於いてあるとき、これが絶対的精神」(Enz. § 385)

さて、「家族」は、この客観的精神のなかで、さらに三段階の発展、すなわち「法」「道徳性」「人倫」という諸段階のうち、「人倫」の、さらに三段階に発展する始めの段階に位置づけられている。ちなみに、この「人倫」は「家族」「市民社会」「国家」と展開する。

このように見てくる時、まず、人倫的精神が所属する客観的精神が、主観的精神から生み出された世界という実在性という位置づけをされていることを確認しなければならない。それは、精神が主観的精神として精神それ自体においてあることから、その外へと展開したものである。これまでの展開原理から言えば、いわば精神の肉付けに相当すると考えられる。その次の段階が、精神が世界という肉を普遍的無限に担う絶対的精神であることを思えば、この客観的精神は一見限定的な姿を持つといっても良い。

法—道徳—人倫という展開の基準には、他のすべての場面と同様に、有限性から無限性へという展開原理が垣間見える。と同時に、それらの外枠には、いわば可視的な人の具体的有様が設定されている。卑近な言い方を恐れずに言えば、法は我々の規則としては具体的で分かりやすくそれゆえ直接的な拘束力を有するが、それは時代や場所によって強く左右される。道徳はそこまでの具体性や分かりやすさは無く直接的な拘束力も法に比べれば緩く感じる。しかし、たしかに人々の行動に対して制限を与えるのも事実である。これに対して人倫はその両者の統合として存在する。一方では、その時代や場所における具体的な拘束力を持ちつつも、反面、人倫は生存原理そのものを意味するだけに、時代や場所を超越した拘束力をも有する。

情で成り立つ家族はこのような人倫の原点であり、それが外に向かえば形式的な市民社会となり、それらが統合すれば、国家となる。国家は、一方で家族的な情を持ち、もう一方では市民社会的な形式的まとまりとして存在する。

このように家族が位置づけられるとき、家族はいかなる意味を持つことになるだろうか。

## 2. 家族の意味

ここでは、先の体系における家族の位置関係を手がかりに、家族の意味を考察する。

まず最も根本的な点として、当初に言及した「唯一の実体の自己展開上に存在する」ということから確認しなければならない。紛れも無くこれは存在論的な規定である。従って、家族も本質的に唯一の実体に属するもの、もしくは唯一の実体の一契機であることになる。唯一の実体とは無限であり絶対的な宇宙そのものであり、ヘーゲルの場合は「精神(Geist)」と名づけられた概念的な存在であった。

すなわち家族は、唯一絶対的存在の一形態であり、唯一絶対的な無限な存在と関係しあ

っているものである。家族は単独に孤立しているものではないものであり、存在すべてとの関係において存在するのである。

次に、家族が精神哲学に属することを考える。

先に述べたように、体系の原初的な姿である論理学が世界存在の原初として冒頭に位置づけられ、それは、それ自体として（＝即自）在るとともに、原理といえ、なんらかの姿を持っている以上、絶対的存在に埋もれているのではなく、存在そのものに対しては対象的な在り方（＝対自）をしているのから発展して、自然哲学が、「その他在における理念の学」というように、一度、本来の精神としてのあり方から一見離れてでもいるかのような対象的なあり方を示しているのから、もう一度、本来の精神のあり方へと帰ってきているのが精神哲学である。それは、それは原理としての論理学に肉が付いた状態とでもいえる豊かな生活態そのものであり、「精神の本質は形式的には自由」（Enz. § 382）とされるように、自己が欲することがそのまま自己自身であるという形式を持つとされた。家族がこの精神哲学に属するというのであるから、家族は、存在原理としての論理学に肉が付いたような豊かな生活体そのものであり、自由、すなわち自己が欲することがそのまま自己自身であるという形式を持つといえる。もちろんこれまでの論理的展開からいえば、この自由はでたらめな自由ではない。あくまで存在の原理としての論理学を踏まえ、そのことで全存在と関係しあっている自由である。

次に家族は、この精神哲学の中の三段階、すなわち、主観的精神、客観的精神、絶対的精神のうちの客観的精神に属するとされる。

精神哲学の展開にとって鍵になるのは自由の概念であるが、主観的精神は精神にとって自己の存在が自己のもとにあって自由であるときとされ、客観的精神は自由が現在の必然性として存在するときとされ、絶対的精神は精神の客観的状态とその観念的状态すなわちその概念との統一、絶対的に（自体対自的に）存在し、永久に自己を生み出している統一に於いてあるときとされている。この絶対的精神の段階においてはあえて自由という言葉が使われていないように見えるが、主観的精神があり方において自由、すなわちいわば自己に籠っている限りにおいて自由であるのに対して、客観的精神が、現実的な行動の場において自由であるとされ、さらに、絶対的精神では、未来にまで向けて統合的に自己を生み出し続ける意味での自由だと解されるのである。

このような三段階における客観的精神に属するのであるから、それは内に籠って自由に振舞っている精神のあり方でもなく、かといって、未来に向けて統合的な自己を次々に生産し続ける自由でもなく、今ここで現実的に生きている限りにおける自由を有するものと解されるのである。

このように考える際、家族は子孫を生み続けるのだから未来に向けて統合的に自己生産をしているとはいえないか、ということも想像できるところである。これに対してヘーゲルの考え方に沿って言えば、客観的状态とその観念的状态すなわちその概念との統一であるから、ある存在、例えば家族が自己が思惟するようにそのままその姿が実現し続ければそれに該当するが、家族はそうではない、あくまで自己がかくありたいと思うことと実現することとは一致しない現実の中にいるといえるのである。

さらに「家族」は、この客観的精神のなかで、さらに三段階の発展、すなわち「法」「道徳性」「人倫」という諸段階のうち、「人倫」に属するとされる。

先に述べたように、この三段階はいずれもなまなましい現実の中に存在する。そのうえで、法は現実を現実たらしめる基本的な原理である。それは現実的な制限としては最も分かりやすいものであるがそれゆえに現実の諸条件によって左右されることでもある。これに対して次の道徳はそこまでの具体性や分かりやすさは無く直接的な拘束力も法に比べれば緩く感じその点現実的には自由を感じつつも、たしかに人々の行動に対して制限を与えるものである。これに対して人倫は、現実的な縛りという意味で言えば最も自由である。しかし時間空間的な意味では無限に求められなければならない原理的あり方でもある。

家族がこの人倫に属するとされるとき、家族は時代や場所を超越した存在であり、現実的な諸条件を越えた存在であることが示される。

さらに家族は、このような人倫の原点すなわち最も基本的本来的な存在であるとされる。それが外に向かえば形式的な市民社会となり、それらが統合すれば、国家となるとされる。従って市民社会は個々の人格の集団のように見えるが、これに対して国家は、一方で家族的な情を持ち、もう一方では市民社会的な形式的まとまりとして存在するといえる。そして家族は、そのような市民社会や国家の原初的存在として存在している。

かくして、家族について体系の位置づけから考察したがここで浮かび上がってくる家族像とはどのようなものであろうか。

### 3. 家族境界

いま、家族境界という概念を手がかりに考えてみる。家族境界とは文字通り家族の範囲である。生物的範囲、心理的範囲、法的範囲、社会的範囲など、家族はさまざまな広がりを持ち、その広がりがあるつど意味を持つ。この広がりを我々は使い分けて暮らしているが、このような範囲を家族境界と呼ぶ。もちろん、現実的には、そこにはどこまでを、だれまでを家族に入れるか、といった問題が絡んでいる。以上のようなヘーゲルの体系における構造的考察はこのような家族境界を手がかりに考えるのにふさわしいが、ヘーゲルの場合、それはどのような特徴を示すのであろうか。

まず最も広く捉えれば、家族は唯一絶対的存在の一形態であり、唯一絶対的な無限な存在と関係しあっているものであると述べたように、家族は単独に孤立しているものではないものであり、存在すべてとの関係において存在する。いま、家族境界ということからいえば、その境界は無限である。ヘーゲルがこの考え方をキリスト教から得たように、このような考え方は宗教的場面で感じることが出来る。と同時に、我々の生存を考える際には、全存在の多様な価値的存在を前提とするが、家族という言葉がふさわしいかどうかは別にして、たしかに我々の思考の極には全存在を家族とでも呼ぶべきあり方が成立する。

次に家族が精神哲学に属することから、家族は、存在原理としての論理学に肉が付いたような豊かな生活体そのものであり、自由、すなわち自己が欲することがそのまま自己自身であるという形式を持つと述べた。しかもそれは、あくまで存在の原理としての論理学を踏まえ、そのことで全存在と関係しあっている自由である。このことは、家族がひとつの有機体であることを意味している。しかもそれは、人間の認識原理と存在原理とが統合した論理学に根拠を持ち、それゆえに全存在と自由に関係しあえるという性質を持つ。こ

ここで、家族境界は、個々の家族でありながら全存在に関わるという「運動」を有することになる。

この自由という関係性は、家族が客観的精神に属するとされることで、より厳密に規定される。客観的精神とは、いわばそれ自身に閉じ籠っているような主観的精神よりは、現実的な発展を有するが、絶対的精神ほどの完全性は持たない。自由ということから言えば、絶対的精神は自由に行動することが常に正しいのであるが、客観的精神は現実との相対性の中での自由である。関わりとしては全存在に関わりつつ、常に現実との対応を思慮する存在であるとも言える。先に、家族境界は、個々の家族でありながら全存在に関わるという運動を有すると述べたことのより厳密な意味がここに示される。

次に家族は、人倫の段階に属するとされるが、人倫は、現実的な縛りという意味で言えば最も自由でありながら、時間空間的な意味では無限に求められなければならない原理的あり方でもあると述べた。さらに、家族がこの人倫に属するとされる時、家族は時代や場所を超越した存在であり、現実的な諸条件を越えた存在であることが示されるが、これは家族境界という概念を意識すれば分かりやすい。すなわち、家族はその家族境界の内部においては、その家族なりの倫理を有している。一見これは家族境界の内にいる限りはどのような生き方をも許されることを意味する。もし家族境界が一元的で強固な砦に守られているならそれも可能であろう。しかし、これまでの考察から示されるように、家族境界は実際には、無限の唯一存在との不断の運動関係において存在している。

このことは、最後に家族が、家族—市民社会—国家という展開の原点であると述べられていることから考えると分かりやすい。この場合、家族と市民社会とは相互に否定する要因を持つ。家族は個々の人格が溶け合った存在であるのに対して、市民社会は家族的集団から独立した個々人の集団である。翻って考えれば、ここまでで述べられる家族境界は、あくまで個性を溶かしあった集団であるように見える。ところが、最後に国家が、家族と市民社会の統合であるとされるとなると、家族境界は国家にまで及ぶことになる。国家が広く一つの家族であるというのは、現在でも無意識的な常識でもある。

さて、このように家族境界という概念を手がかりにヘーゲルの考え方を整理してみると、むしろ逆に、一般的に考えられる確固たる家族境界が希薄になり、無限の存在の中で、無限の存在との関係を維持しながら、それぞれの場面に応じて、生物的な繋がりや制度的な繋がりはもちろんのこと、宗教団体、国家など、さまざまな意味を持つ家族が家族としてのまとまりを維持している姿が浮かび上がってくる。

しかしそれゆえに勝手な自由をというのではなく、存在と認識の原理である、また、それゆえに生存の基本原理でもある論理学を軸に持ち、それに依存しているからこそその自由な家族境界のあり方が見えてくるのである。

#### 4. 家族と今後の課題

さて、これまでの考察から家族論を考察する際の考え方の一端を指摘することが出来る。ここでは、ヘーゲルの考察とは逆に、単位としての家族から発展的に述べていく。

まず、家族はいかなる家族においても、その内部において成員が家族のルールに従って

自由に振舞えるものだということである。

しかし、その家族のルールが生存に反するものである場合、成員はもとより家族そのものが滅亡する。従って家族は、その生き方を現実的な家族外の社会との関係に求めることになる。

この場合、社会によって逆に家族の統合性を奪われる場合もある。それは個々の成員と家族とが切り離される場合である。そのことは、家族の危機であるばかりではなく、家族的な統合を旨とする国家の危機でもある。

その危機を乗り越えるためには、家族とその成員は、人倫、すなわち倫理にその生き方を求める。人倫は現実との関係が最も強い法律や、現実的な生き方の規則としての道徳などよりもっと普遍的な性格を有するものである。翻って言えば、時に家族内部だから許される家族内部のさまざまなあり方が存在するが、それでも時間空間を越えた人倫の規則に背くことは出来ないのである。なぜなら、それは究極の生存原理だからである。

そして、このような究極の存在原理は、結局は無限の唯一存在の原理と一致する。唯一存在が存在しないと、すべての存在、もちろん家族も、存在出来ないからである。そして、ヘーゲルの場合、哲学の伝統に従って、この存在原理が、論理学として展開されているのである。

家族はこのように個々の家族境界を持つものでありながら、同時に、全存在へと繋がり、全存在との不断の運動関係においてあるものである。それは決して、安定的なものではないといわねばならないが、一方で、本来個々の成員にとって安らぎの場所でもある。それが真に安らげる場所になるためには、基本的な生存原理との整合性を追及しなければならないし、唯一無限な存在との一体感を維持しつつ、個々の家族のあり方を求め続けなければならないのである。

かくして、ヘーゲルの「エンチュクロペディー」における家族の位置関係を手がかりに、家族の問題を考察してきたが、あくまで、この考察はさまざまな家族の問題を考える上での羅針盤のようなものであるにすぎない。かといって、哲学者が社会学者のように、現実的な家族の問題に切り込むにはデータ不足である。

また、家族境界の考え方を導入してより明らかに見えてきたように、ヘーゲルの場合の家族は、具体的にどのような構成員までを含むのかという問題点も指摘される。

例えばこの論文の1. では、ヘーゲルが家族の規定を、「性関係であり、愛と信頼の心情との一致である。すなわち、家族としての精神は情感としての精神である。」(Enz. § 518)と述べた点を、和辻哲郎は「婚姻の規定たる性の愛を端的に家族の規定として掲げた」(『和辻哲郎全集 第十巻』岩波書店、1962年/1990年、415頁)と性関係の方を強調して理解している。たしかに、ヘーゲルも家族の最小単位として夫婦を想定しそこには性関係を軸とした情感を意識しているとも言えるが、それを全存在に広げるときに果たしてそれだけの説明で成り立つのか、という問題が生じる。市民社会や国家とは区別されるのであるから、物理的には婚姻に基づく子どもたちをも含む集団を家族と呼んでいるようにも思えるが、それが究極的には本来唯一絶対的な存在の基盤との結びつきで成り立っているとされるのなら、唯一存在をも家族と呼ぶ場合もありうるのではないか。そもそもヘーゲルの家族は、物理的な性格として理解するのではなく概念として理解すべきではないか。すなわち、和辻哲郎とは異なり、先の引用は、情感のほうを軸に理解すべきではないか。となれ

ば、構成員という発想自体が無理なのではないか。実は和辻哲郎のヘーゲル解釈もこの点で迷いがあるようにも見えるが、それは以降の重要な課題としておく。

このように、研究の方向はむしろ、ヘーゲル自身とともに、ヘーゲルを理解しつつ独自の家族論を展開する後継者の問題へとも繋がっていく。そのことも含めて、ヘーゲルの家族論を、今度は、他のテキストを参考にしてより煮詰めていかねばならないのが、早急の課題である。

文献：

- ・ G.W.F.Hegel Werke 10 ” *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften III* ”  
Suhrkamp, 1986
- ・ 『和辻哲郎全集 第十巻』 岩波書店、1962年／1990年  
(※なお和辻哲郎の家族論については、筆を改めて考察する。)

[Hegel's concept of family]

[ARAKI, Masami／地域健康文化学会（会長）・九州大学哲学会（会長）・九州大学医学研究院非常勤講師／哲学・比較思想]